

川崎発電所リブレース計画

環境影響評価方法書についての 意見の概要と当社の見解

平成18年5月

東日本旅客鉄道株式会社

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書を作成した旨等を公告し、公告の日から起算して1月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

平成18年3月7日（火）

(2) 公告の方法

平成18年3月7日付で、下記の日刊新聞紙に「お知らせ」公告を掲載した（別紙1参照）。

- ・朝日新聞（朝刊 35面 京浜版、南部版）
- ・読売新聞（朝刊 33面 神奈川県版、35面 都民版）
- ・毎日新聞（朝刊 27面 横浜・川崎版、全都内版）
- ・産経新聞（朝刊 27面 神奈川県版、都内版）
- ・日本経済新聞（朝刊 37面 首都総合版（神奈川県全域、東京都内全域））
- ・神奈川新聞（朝刊 31面 社会面）

(3) 縦覧期間

- ① 縦覧期間：平成18年3月7日（火）から4月6日（木）まで（閉庁日は除く。但し、当社の川崎発電所については、土曜日、日曜日も縦覧可とした。）
なお、縦覧期間終了後も4月20日（木）まで閲覧を実施した。

- ② 縦覧時間：午前9時から午後5時まで

(4) 縦覧場所及び縦覧者数

- ① 縦覧場所：41箇所（別紙2参照）
② 縦覧者数：17名（縦覧者名簿記入者数）

東日本旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 大塚隆毅

環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）第 8 条の規定に基づき、「川崎発電所リブレース計画」に係る環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からの意見を記載した書面（以下「意見書」という。）を「東日本旅客鉄道株式会社」に提出しようとする方は、次の事項に基づき意見書を提出してください。

1 意見書の提出資格

意見書は、環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からの意見のある方などなたでも提出することができます。

2 意見書の記載方法

(1) 次の事項を記載してください。

ア 氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ 意見書の提出の対象である方法書の名称

ウ 環境影響評価方法書についての環境の保全の見地からの意見

※ウについては日本語により、意見の理由を含めて記載してください

(2) 環境影響評価方法書の縦覧場所に備えつけの意見書の用紙をお使い下さい。（なお、様式は特定致しませんので、必要事項をご記入の上、他の用紙にご記入いただいても結構です。）

3 記載事項について

(1) 意見書は、環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からの意見を、なるべく項目ごとに整理して具体的に記載してください。

(2) 記載しきれない場合は、意見書右上の（No. ）にページをふり、再度、住所、氏名等を記入してお使いください。なお、提出される際には用紙が離れてしまわないようにホチキス等で止めてください。

※（参考）環境影響評価方法書に記載されている主な項目は以下のとおりです。

①大気環境（大気質、騒音、振動、その他）

②水環境（水質、底質、その他）

③その他の環境（地形及び地質）

④動物（重要な種及び注目すべき生息地、但し、海域に生息するものを除く）

⑤植物（重要な種及び重要な群落、但し、海域に生息するものを除く）

⑥生態系（地域を特徴づける生態系）

⑦景観（主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観）

⑧人と自然との触れ合いの活動の場（主要な人と自然との触れ合いの活動の場）

⑨廃棄物等（産業廃棄物、残土）

⑩温室効果ガス等（二酸化炭素）

4 提出方法

以下の宛先へご郵送ください。

〒151-8512 東京都渋谷区代々木二丁目 2 番 6 号 J R 新宿ビル

東日本旅客鉄道株式会社 東京電気工事事務所 エネルギー開発 発電グループ

電話番号 03-3320-1925

5 提出期限

平成 18 年 4 月 20 日（木）提出 最終日消印有効

6 問合せ先

意見書の提出についてご不明な点がございましたら、東日本旅客鉄道株式会社 東京電気工事事務所 エネルギー開発 発電グループ（電話番号 03-3320-1925）へお問い合わせください。

平日の午前 9 時から午後 5 時までにお願ひします

以 上

第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要とこれに対する当社の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づいて、事業者に対して意見書の提出により述べられた意見は14件であった。

「環境影響評価法」第9条及び「電気事業法」第46条の6第1項の規定に基づく、方法書についての意見の概要及びこれに対する当社の見解は、次のとおりである。

1 事業計画（続き）

No.	意見の概要	当社の見解
6	既設の2号機・3号機の煙突高も、新設の煙突高と同じ約100m（この高さが妥当かどうかは別問題）に統一し、集合して排煙した方が公害防止対策上良いのではないかと。	本計画は、既設の発電設備を運転しながら段階的にリブレースするものです。最初に新4号機を現状の空きスペースに建設した後に既設4号機を撤去し、次に既設4号機を撤去した跡地に新1号機、5号機を建設します。最後に既設1号機を撤去します。以上の工事を約11年かけて行います。 集合煙突を建設するには新4号機の建設に先立って、既設4号機を撤去することで建設スペースを生み出さなければならず、電力の供給に支障を来すため煙突の集合化は困難と考えています。なお、既設の2号機、3号機は集合煙突にするための新たな煙道を建設するためのスペースがないため、集合化は困難と考えています。

3 大気

No.	意見の概要	当社の見解
11	上層・高層の気象調査についても、計画地において実施することが必要です。	上層気象の観測については、神奈川県で継続観測している TVK 鶴見タワーが川崎発電所から約 5 km と近いこと、信頼性の高い気象データとして TVK 鶴見タワーの上層気象データを使用する予定です。 また、高層気象調査については、計画地が東京国際空港の管制圏内に位置し高度制限があるため、計画地における高層気象観測調査は実施できませんので、川崎発電所に近く管制圏外で調査に適した場所として横浜市資源循環局鶴見工場を調査地点として選定しました。
12	二酸化窒素の環境保全目標は、川崎市の環境目標値「日平均 0.02ppm」とするのが筋であるが、少なくとも中間目標値であった「日平均 0.04ppm」とすべきです。何故なら、環境基準の上限値の日平均 0.06ppm では人の健康が守れないからです。	環境基準は「国民の健康で文化的な生活を確保するため」に「維持されることが望ましい基準」として定められていますので、環境影響評価にあたっては同基準を指標とすることで考えています。